

相談員に緊急通報もできて安心です

高齢者用市営住宅の入居者を募集



相談員が安全で安心なサポートを

高齢者用市営住宅（シルバールハウジング）の入居者を募集。相談員が常駐し緊急通報システムも完備され安心です。

■募集団地・戸数・家賃

広瀬第四団地Ⅱ 単身用一戸、一万三千五百円～二万九千七百円

広瀬第五団地Ⅱ 世帯用・

単身用各一戸、一万五千円～三万五千七百円

■建物の構造・設備など

構造Ⅱ 高層耐火、中層耐火間取りⅡ へ世帯用Ⅱ 2DK（和6、洋6、DK）へ単身用Ⅱ 2K（和6、洋6、K） 設備Ⅱ エレベーター、浴槽、給湯

器など

■申し込みの主な条件

世帯Ⅱ ① 市内在住で住宅に困っている（県営住宅や市営住宅に入居中でも可） ② 六十歳以上の世帯 ③ 独立した日常生活が可能 ④ 住民税の未納がない ⑤ 入居世帯の基準月収額が二十六万八千円以下 ⑥ 不動産を所有していない ⑦ 住民税の未納がない ⑧ 敷金として家賃の三カ月分を納入できる ⑨ 毎月末までにその月分の家賃を納入できる ⑩ 単身Ⅱ 世帯の①と③～⑨の条件をすべて満たし身元引受人のいる六十歳以上の単身者

■入居者の決定

第一次審査Ⅱ 書類審査で入居資格を確認 第二次審査Ⅱ 公開抽選を実施 入居予定日Ⅱ 2月1日（木）

■申し込み

十二月十四日（木）までの執務時間内に市役所建築住宅課へ直接。

○：問い合わせは同課 ☎ 890-6833 へ。

11日から冬の交通安全運動スタート

絶対いけません 飲酒運転

十二月十一日（月）から三十一日（日）まで、「冬の県民交通安全運動」が実施されます。

年末は、何かと慌ただしく、人や車などの動きも活発です。交通事故に十分注意し、次の点を心掛けましょう。

■飲んだら運転しない

飲酒運転は重大な違法行為。また、運転する人に酒を勧めてもいけません。

■高齢者の交通事故防止

高齢者の事故が増え続けています。慣れた道でも必ず安全を確認しましょう。

■夕暮れ時と夜間に注意

運転者は早めにヘッドライトをつけ、歩行者や自転車は

温暖化・大気汚染防止の推進月間

地球に優しい環境づくり

十二月は地球温暖化・大気汚染防止推進月間です。年末で車の交通量が増えることに

加え、ビルや家庭の暖房がフル稼働するため、空気も汚れやすく、また、二酸化炭素の排出が多くなり温暖化の原因にもなります。

誰にでもできる次の取り組みを今日から始め、地球にも人にも優しい環境づくりを進めましょう。

反射材を活用しましょう。

■シートベルトなどは正しく運転者と同乗者は、後部座席を含めシートベルトやチャイルドシートを正しく着用しましょう。

○：問い合わせは安全安心課 ☎ 890-6263 へ。

優良運転者を表彰

対象Ⅱ 五年以上無事故・無違反の優良運転者 申し込みⅡ 1月31日（木）までに前橋交通安全協会（☎ 251-5415）、前橋交通安全協会（☎ 243-3231）、大胡交通安全協会（☎ 283-0233）へ直接

教育や文化の発展に功績のあった

18人3団体表彰しました

本年度の教育文化功労者に次の十八人と三団体が選ばれ表彰されました。

—— 敬称略 ——

■学校医

山岸三男（駒形町）三村清（上細井町）山本竜一（西片貝町一丁目）深沢逞太（総社町三丁目）太田美つ子（本町一丁目）

■学校歯科医

本間寛（西片貝町五丁目）細谷賢（元総社町）

■学校薬剤師

斉藤孝子（小島田町）

■社会教育

松本雅子（駒形町）岩崎孝（広

高校などへ進学する中学生に

卒業までの奨学金を貸与

高校などへ進学を希望する中学生で、経済的に不安のある人に奨学金を貸与します。対象Ⅱ 次のすべてを満たす市内在住の人。① 高校（高専）または専修学校の高専課程に進学を希望② 経済的な理由で就学が困難③ 品行方正、身体健全、学業優秀④ ほかの育英または奨学金の貸与・給与を受けていない人 貸与月額Ⅱ 国・公立：一万二千元、私立

○：問い合わせは学校教育課 ☎ 890-5812 へ。

償却資産は固定資産税の課税対象

1月31日までに
申告しましょう



申告が必要な償却資産はありませんか

土地、家屋を除く事業用資産を償却資産といい、固定資産税の課税対象になります。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも申告することが法律で定められています。期限までに申告しましょう。所有する資産ごとに課税標準額を計算し、合計額が百五十万円以上になると固定資産税が課税されます。所有資産がなければ、資産がないという申告が必要です。

なお、前年度までの申告者と本年に設立した法人には申告

告用紙を郵送しましたが、届かない場合でも該当者は申告が必要です。直接来庁するか電話で申告用紙を請求してください。また、本市のホームページからもダウンロードできます。電子申請システムを利用して申告をする人は、ぐんま行政総合ポータルホームページ <http://www.e-gunma.go.jp> をご覧ください。申告をしていない人には、後日調査に伺うこともあります。

申告が必要な償却資産Ⅱ ① 構築物：門扉、舗装路面、庭園の外灯など、建物付属設備のうち発電・変電設備など、その他建物の改良費、テナントが施工した内外装費など ② 機械・装置：モーター、旋盤、プレスなどの製造加工用機械、土木建設用機械など ③ 船舶 ④ 航空機 ⑤ 車両・運搬具：大型特殊自動車（フォークリフトほか）など ⑥ 工具・器具・備品：測定・検査用具、家具、事務用機器、電気・ガス機器、看板、医療器具、自動販売機、娯楽機器、理・美容機器など 対象Ⅱ 個人・法人を問わず事業を行っている人 提出期限Ⅱ 1月31日（水） 提出先Ⅱ 市役所資産税課

○：問い合わせは同課 ☎ 890-6216 へ。